



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

46	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 1
47	〃	(〃)..... 2
48	〃	(〃)..... 3
49	〃	(〃)..... 4
50	〃	(〃)..... 5
51	〃	(〃)..... 6
52	〃	(〃)..... 7
53	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 8
54	〃	(〃)..... 8
55	保安林の指定予定の通知	(〃)..... 8
56	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 8
57	〃	(〃)..... 9
58	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)..... 9
59	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)..... 10

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 11
--	---------------	-----------------

告 示

和歌山県告示第46号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンPRO和歌山国体道路店
和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 中嶋克彦

（変更後）代表取締役 金谷隆平

4 変更年月日

令和元年6月25日

5 変更した理由

設置者の代表者が交代したため

6 届出年月日

令和元年12月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第47号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン和歌山店

和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）ジョーシン新和歌山店

（変更後）ジョーシン和歌山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 中嶋克彦

（変更後）代表取締役 金谷隆平

4 変更年月日

(1) 平成29年11月23日

(2) 令和元年6月25日

5 変更した理由

- (1) 正式な店舗名称が決まったため
- (2) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため
- 6 届出年月日
令和元年12月20日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第48号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン和歌山北店
和歌山県和歌山市平井字西前島120番地1他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ジョーシン和歌山平井店
(変更後) ジョーシン和歌山北店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 土井栄次
(変更後) 代表取締役 金谷隆平
- 4 変更年月日
 - (1) 平成21年10月23日
 - (2) 令和元年6月25日
- 5 変更した理由
 - (1) 正式な店舗名称が決まったため
 - (2) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため
- 6 届出年月日
令和元年12月20日
- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第49号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン橋本店

和歌山県橋本市高野口町伏原字大門818番地他2筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ジョーシン高野口店

(変更後) ジョーシン橋本店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土井栄次

(変更後) 代表取締役 金谷隆平

4 変更年月日

(1) 平成20年11月29日

(2) 令和元年6月25日

5 変更した理由

(1) 正式な店舗名称が決まったため

(2) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため

6 届出年月日

令和元年12月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御坊複合商業施設

和歌山県御坊市菌336番地1他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

株式会社インテリアほそかわ 代表取締役 細川豊志

和歌山県御坊市湯川町財部326番地12

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次

株式会社インテリアほそかわ 代表取締役 細川豊志

(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

株式会社インテリアほそかわ 代表取締役 細川豊志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

有限会社エムエムサービス 代表取締役 東野光芳

和歌山県有田郡広川町下津木31番地

松下スポーツ 松下滋

和歌山県田辺市湊1055

(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

4 変更年月日

(1) 令和元年6月25日

(2) 令和元年6月25日他

5 変更した理由

(1) 設置者の代表者が交代したため

(2) 小売業者の撤退及び代表者の交代のため

6 届出年月日

令和元年12月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第51号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン田辺店

和歌山県田辺市新庄町字田鶴1628-4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ジョーシン田辺新庄店

（変更後）ジョーシン田辺店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 土井栄次

（変更後）代表取締役 金谷隆平

4 変更年月日

(1) 平成21年6月26日

(2) 令和元年6月25日

5 変更した理由

(1) 正式な店舗名称が決まったため

(2) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため

6 届出年月日

令和元年12月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第52号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン有田川店

和歌山県有田郡有田川町大字天満字東風垣内町289他7筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）上新電機有田川店

（変更後）ジョーシン有田川店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 土井栄次

（変更後）代表取締役 金谷隆平

4 変更年月日

(1) 平成24年9月28日

(2) 令和元年6月25日

5 変更した理由

(1) 正式な店舗名称が決まったため

(2) 設置者及び小売業者の代表者が交代したため

6 届出年月日

令和元年12月20日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年1月14日から同年5月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の260（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の260（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第55号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡九度山町大字北又字黒河66、70の3
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第56号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第57号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
小畑（14）、大藪（162）、長谷（163）、中田（301）、奥出（305）、中田（511）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

五十町谷（3-344-1-023）、不動谷川右支溪（3-344-2-039）、不動谷川左支溪（3-344-2-047）、不動谷川左支溪（3-344-2-049）、不動谷川左支溪（3-344-2-050）、不動谷川左支溪（3-344-2-051）、不動谷川左支溪（3-344-2-052）、細川1（Ⅰ-86）、細川2（Ⅰ-87）、細川西細川1（Ⅰ-3171）、細川西細川2（Ⅰ-3172）、細川神谷辻3（Ⅱ-1053）、細川神谷辻4（Ⅱ-1054）、細川神谷辻5（Ⅱ-1055）、細川東細川1（Ⅱ-1056）、細川東細川2（Ⅱ-1057）、細川西細川3（Ⅱ-1073）、細川西細川4（Ⅱ-1074）、細川西細川5（Ⅱ-1075）、細川西細川6（Ⅱ-1076）、細川西細川7（Ⅱ-1077）、細川西細川8（Ⅱ-1078）、細川西細川9（Ⅱ-1079）、細川西細川10（Ⅱ-1080）、細川西細川11（Ⅱ-1081）、細川西細川12（Ⅱ-1082）、細川西細川13（Ⅱ-1083）、細川西細川14（Ⅱ-1084）、細川西細川15（Ⅱ-1085）、細川西細川16（Ⅱ-1086）、細川西細川17（Ⅱ-1087）、細川西細川18（Ⅱ-1088）、細川西細川19（Ⅱ-1263）、細川神谷辻8（Ⅲ-285）、細川（101）（Ⅰ-10047）、細川（102）（Ⅰ-10048）、細川（103）（Ⅱ-10438）、細川（104）（Ⅱ-10439）、細川（105）（Ⅱ-10440）、細川（106）（Ⅱ-10441）、細川（107）（Ⅱ-10442）、細川（108）（Ⅱ-10443）、細川（109）（Ⅱ-10444）、細川（110）（Ⅲ-10004）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

不動谷川右支溪（3-344-2-040）、不動谷川左支溪（3-344-2-048）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課